

平成 20 年 7 月

平成 21 年度中小企業対策に関する要望

～ 中小企業の“力”を引き出す支援拡充を求める ～

大阪商工会議所

わが国経済は、これまで緩やかな成長軌道を歩んできたが、ここに来て原油・原材料価格の高騰に加え、サブプライム問題に端を発する金融資本市場の混乱や、世界経済の減速などにより、景気の下振れリスクが急速に強まっている。

特に、厳しい企業間競争や消費低迷のなかにあって、幅広い原材料価格の高騰に伴うコスト上昇分を販売価格に転嫁できていない中小企業・小規模事業者では業況が一気に悪化しており、今まさに、日本経済は、正念場といえる岐路に差し掛かっている。

こうした中、地域経済を支える中堅・中小企業では、少子高齢化の進展や労働力減少等により人材確保難に見舞われる一方で、雇用を守る観点からも、円滑な事業の承継や経営者の世代交代など、様々な経営課題も克服していかなければならない。

そのためには、中堅・中小企業が有する、あらゆる“力”を最大限に引き出し、逆境を乗り越える“経営体力”を育成・強化するとともに、高い付加価値を生み出す“成長力”のある中堅・中小企業をより多く創造していかなければならない。

そこで、国・地方自治体をあげて、中小企業・小規模事業者の“経営基礎体力”の強化策を早急に講じるとともに、“成長力”の創造に向けて、省エネ対策の推進に加え、技術力や人材力の向上を図るなど、この機会に中堅・中小企業の高付加価値経営の実現を強力に支援することが肝要である。

かかる観点から、政府、与野党におかれては、中小企業対策の重要性を十分認識したうえで、以下の諸点について特段の配慮が払われるよう強く要望する。

．中小企業の“経営体力”の強化

(印は新規要望)

1．逆境を乗り越えるセーフティネット機能強化

(1) 中小企業・小規模事業者の“基礎体力”強化

全国レベルでの小規模対策事業予算の十分かつ安定的な確保

小規模事業対策については、三位一体改革に伴う税源移譲により都道府県で実施されることになったが、大阪府では財政悪化を理由に関連予算を大幅に削減したため、結果として小規模事業に対する支援に大きな地域格差が生じてきている。

こうしたなか、景気の減速とともに、大阪の小規模事業者の業況も急速に悪化しており、地域経済と雇用を守る必要不可欠なセーフティネットとして、小規模事業対策は、全国レベルで十分かつ安定的な実施体制および予算が確保される必要がある。

そこで、地域によって支援体制や実施水準等に大きな格差が生じないよう、国が責任をもって、全国的な基準や指針等を都道府県に対し提示・指導するなど、小規模事業対策の実施体制や予算確保に向けた働きかけを積極的に行われたい。

中小企業対策予算の一層の拡充

国の中小企業対策予算は、今後の経済成長を左右する中小企業の従事者数や重要性に比し、依然としてその規模が小さすぎると言わざるを得ない。踊り場に差し掛かった日本経済を再び成長軌道に戻すためにも、中小企業対策予算を大幅に拡充されたい。とりわけ、経営力の向上や新事業展開、経営承継、事業再生など中小企業が直面する課題に対しワンストップ支援を行う「経営力向上・事業承継等先進的支援体制構築事業（地域力連携拠点事業）」や「中小企業再生支援協議会」関連の予算を拡充されたい。

商店街支援など商業関連予算の拡充

大型商業施設の出店やネット販売の増加等によって疲弊する商店街を活性化するため、ＩＴ化支援策や少子高齢化等対応に関する中小商業活性化関連事業を一層強化するとともに、地域商業者のニーズに沿った新たな施策を展開するなど、商業関連予算の更なる拡充を図られたい。

地域資源を活用した商業振興策の強化

地域商業の活性化を図るため、安全・安心で、魅力ある街づくり、およびその活動を担う人材の育成に加え、集客・文化観光施設等との連携促進や駐輪問題をはじめ商店街が直面する地域課題解決に取り組むコミュニティへの支援強化など、地域資源を活用した商業振興策を一層強化されたい。

下請適正取引の推進

原油・原材料価格等が高騰する中で、中小企業の大半は、価格転嫁すら困難な状況に陥る一方、業況悪化に伴う倒産も増えている。そこで、今年度より全国に整備される「下請適正取引推進センター」の積極活用や、価格転嫁の動向のきめ細かいフォローアップなど、下請取引の適正化に向けた取り組みを着実に推進されたい。

適格退職年金制度から特定退職金共済制度への年金資産の非課税での移換

適格退職年金制度から、特定退職金共済制度への非課税での移換については、現行の特定退職金共済制度の特徴を生かし、円滑に移行できるよう配慮しつつ、同制度に係る法案の早期成立を図られたい。

倒産防止共済制度の拡充

昭和 60 年の制度改正以降据え置かれている掛金限度額及び貸付限度額については、社会経済情勢の変化を勘案し、それぞれの限度額を引き上げるとともに、共済金貸付額に応じた掛金の権利消滅割合については引き下げられたい。

（２）中小企業・小規模事業者の“金融力”強化

新政策金融機関における中小企業融資機能の維持・強化

中小企業の資金調達に影響が出ることがないように、今年 10 月より新たに統合・設立される政策金融機関においても、民間では十分な対応が困難な中小企業向け融資機能の維持・強化を図られたい。具体的には、政策金融の役割に即して、

引き続き長期的な視点に立って円滑かつ安定的な資金供給が行われるよう、政府が責任を持って指導するとともに、小規模事業者経営改善資金融資制度について、商工会議所の経営指導を経た優良な利用者の過去の利用実績等を評価し、金利等の融資条件や審査・利用要件を緩和するなど、制度の更なる拡充を図られたい。

電子債券市場の整備

手形や指名債権に代わり、電子的に権利を記録、発生、譲渡させる電子記録債権については、電子記録債権法を活用し、安価で簡単・便利な「電子手形」の普及を促進する共通ルールの作成や記録機関の設立等が進められるが、その際は、中堅・中小企業者の立場や商慣行等に配慮した形での整備を図られたい。

セーフティネット融資の拡充

原油・原材料価格の高騰や建築・住宅着工市場低迷の悪影響は、今や該当業種のみならず、幅広い中堅・中小企業にまで広がっている。こうしたなか、急速な業況悪化に苦しむ中小企業や小規模事業者の円滑な資金調達面で支援するため、政府系金融機関によるセーフティネット貸付（経営環境変化資金融資）等に関しては、制度の趣旨に沿って、追加担保を不要とするほか、対象業種の拡大、貸付金利の引き下げ、貸付金額の拡大など、同制度の更なる拡充を図られたい。

2. 事業の発展・継続を図る“つながり力”の強化

（１）経営承継の円滑化

中堅・中小企業経営者の高齢化が進展し、本格的な世代交代期を迎える中で、円滑な経営承継が企業の存続のみならず、地域経済や雇用を守る観点からも喫緊の課題となっている。こうしたなか、「経営承継円滑化法」が成立し、今年から金融、税制、法制など、総合的な支援策が順次講じられることとなっているが、同法の趣旨や経営実態等に沿って、中堅・中小企業にとって真にメリットを感じ、使いやすい制度となるよう特段の配慮をされたい。

（２）技能承継の円滑化

技術立国を支えてきた団塊世代の大量退職期を迎え、その技術力を次の世代に円滑に引き継ぐことは国家的な課題となっている。そのため、退職した技術者を指導者として再雇用した場合、給与の一定割合を法人税から控除する“技能承継支援税制”を創設するなど、実効性のある技能承継の円滑化策を強化されたい。

（３）事業継続計画（BCP）の策定支援

自然災害等の不測の事態による休業や事業縮小等を回避するため、中堅・中小企業においても、事業継続計画（BCP）を早急に策定することが肝要である。そこで、中小企業庁がサイト上で公開する「中小企業BCP策定運用指針」の利用促進を図るため、商工会議所等が実施する説明会・研修会への助成制度を創設するとともに、各企業が実施する事業継続計画（BCP）の策定に基づいた安全化対策への助成金制度も併せて創設されたい。

．付加価値を高める中小企業の“成長力”の創造

1．収益を生み出す“付加価値経営力”の向上

(1) 企業連携を通じた“付加価値取引力”の強化

大企業群と地域中堅・中小企業のマッチング商談会への支援

中堅・中小企業が潜在的に有する“経営力”を伸ばすためには、国内外で高い競争力を持つ企業群と事業連携を図っていくことが重要である。そのためには、高度なクラスターを形成する大企業群と、高付加価値技術や製品等の共同開発などの技術や能力を有する中堅・中小企業群の結びつきを強めることが肝要である。

そこで、こうした有益な協業関係を構築するため、地元自治体等が主催する、大企業群と中堅・中小企業とのマッチング等を図る“逆見本市型”商談会事業への支援制度を拡充されたい。

地域中小企業による大企業への売り込み事業への支援強化

地域経済の活性化や中堅・中小企業の“経営力”向上を図っていく観点から、地元大企業や有力企業群と中堅・中小企業が有する技術シーズ同士をマッチングする専門家を配置するなど、地元自治体等が相互連携を促進させる支援策を更に強化されたい。

地域中小企業と大企業による共同開発製品に関する助成・支援強化

大企業と中堅・中小企業との高度な事業連携のもと、双方の“強み”を融合した製品の開発に当たっては、試作品にかかる開発経費の助成などを行うとともに、共同開発された新製品を地元自治体や国が積極的な導入やPRを実施するなど、中小企業の成長力向上に資する大企業との共同開発促進支援策を強化されたい。

(2) 経済成長を支える“知財力”の発揮と保護

高度技術等の知的財産保護に向けた取り組み強化

中堅・中小企業が付加価値経営力や国際競争力を高めていくには、産官学が一体となった知的財産施策の戦略的な推進と、国をあげた保護が極めて重要である。そこで、省エネ・環境技術をはじめ、わが国企業が有する高度な技術や独自の製品・ノウハウ等、貴重な知的財産が、今後更なる拡大が期待される海外市場において十分保護されるよう取り組みを一層強化されたい。

サービス産業の経営ノウハウ等の知的財産化

サービス産業では、企業が生み出した新たなサービスやノウハウが容易に模倣され、その優位性が比較的短期間で消滅するため、付加価値の維持・向上を図ることが困難である。そのため、企業が開発・提供するサービスやノウハウの新規性・優位性・革新性等の特徴はもとより、各種マニュアルや経営管理形態を含む事業・業務・サービスなど経営ノウハウ全般を知的財産として保護し、世界規模で特許化出来る制度・システムを早急に研究・創設されたい。

動産担保（知的財産）融資の促進

不動産担保や個人保証のみに依存しない動産（売掛債権・在庫等）や知的財産を担保にした融資を促進するため、担保価値を評価できる統一基準の作成や、動産担保評価に関する専門人材の育成など、所要の環境整備を更に進められたい。

（３）サービス産業の“イノベーション力”の加速

サービス産業におけるイノベーションと生産性向上を加速させるためには、『産官学連携によるプラットフォーム』を新たに構築し、関連企業と大学・研究機関等との連携による共同実証研究や成果のフィードバック、製造業など異業種との融合・コラボレーションの推進を図ることが重要である。そのため、商工会議所等を中心に産官学が実施する、サービス産業分野における地域のプラットフォームづくりを積極的に支援されたい。

（４）中小企業の“IT活用力”の強化

中小企業の生産性や付加価値の向上を図るためには、中小企業におけるIT技術の利活用が不可欠であるが、中小企業や小規模事業者では、ITに関する知識や活用できる人材が不足しており、IT経営の実践方法が見いだせない例も多い。そこで、「IT経営応援隊事業」の充実に加え、ITコーディネータ等の専門家派遣によるコンサルタント指導料等に対する助成措置や税制支援策を講じるなど、中小企業や小規模事業者におけるIT活用力の強化策を更に拡充されたい。

（５）“競争力”強化のための中小企業関連税制の整備

法人実効税率の引き下げ

国際競争力強化の観点から、法人実効税率（約40%）を、わが国の中堅・中小企業の主な競争関係国である、アジア諸国並み（約30%）に引き下げられたい。

固定資産税の軽減、事業所税の廃止

都市部における企業の固定資産税負担は重く、地域産業の競争力を低下させる一因にもなっていることから、土地の収益力に応じた課税方法に見直されたい。また、魅力ある都市づくりを促進するため、一定期間以上、所有・納税した企業を対象に、納税期間に応じ段階的に税負担を軽減する措置を創設されたい。

加えて、都市インフラを有効活用した新たな事業展開を促進するため、都市部で事業を行う法人・個人のみ課税されている事業所税は廃止されたい。

同族会社の留保金課税制度の撤廃

同族会社に対して二重の税負担を強い、内部留保による資本充実を阻害している留保金課税（資本金1億円以下の中小法人は適用対象外）については、本来完全撤廃すべきであるが、少なくとも資本金3億円以下の中小企業を適用対象から除外するなど、適用除外対象の拡大を図られたい。

2. 世界をリードする“技術力”の発揮

(1) 中小企業の“環境力”の維持・発信

省エネ・創エネ経営支援策の拡充

原油価格の高騰が続くなか、中堅・中小企業の資源効率の向上を図り、原油高等に対応した省エネ経営の実現を図ることが国家的な重要テーマとなっている。そのためには、厳しい経営環境の中でも中小企業が、省エネ、並びに創エネ関連設備を導入できるよう、各種支援策を抜本的に拡充する必要がある。

そこで、省エネ・創エネ関連設備導入に伴う支援策の利用に際しては、申請手続きの簡素化や小規模設備・少額投資でも適用可能とするなど関連補助金の拡充を図る一方、無利子融資などによる金融支援策の拡充、エネルギー需給構造改革投資促進税制の大幅拡充など、中堅・中小企業における環境対策が一気に進むよう、関連する経営支援策を拡充されたい。

省エネルギー促進相談員制度（仮称）の創設等

中堅・中小企業では、現行の省エネ支援制度、省エネ機器の導入メリットや活用方法等に関する十分な知識や情報がないなど、乗り越えなければならない課題が多い。そこで、中堅・中小企業における省エネ経営の実現を一層支援するため、企業ごとに的確な省エネ支援策や有効な省エネ機器・設備の導入アドバイスなどを行う相談員の派遣制度（「省エネ促進相談員制度（仮称）」）を創設されたい。

省エネ技術の強化を図るマッチング事業の強化

わが国が有する世界最高水準の省エネ技術等を更に強化するためには、優れた省エネ技術を持つ企業同士の事業連携を促進させることが肝要である。そこで、省エネ・環境技術等をマッチングする「環境技術コーディネータ制度（仮称）」の創設や、省エネ技術・環境技術を持つ優良企業リストの策定・紹介など、ひろく省エネ・環境技術の開発強化・普及促進につながる支援策を強化されたい。

省エネ・環境技術の普及促進

中小企業が自身で開発できない省エネ技術や環境設備の浸透を一気に図るには、民間同士の技術供与や相互利用を促進すべきである。そのためには、大企業や先端企業等が持つ最高水準の技術などを国が一旦買い上げて中小企業に供与したり、先進的な技術や設備などの利用料に対する助成制度を創設するなど、中小企業が活用しやすいよう支援策を強化されたい。

(2) “モノづくり力”を活かす支援策拡充

工場集積の維持・強化

近年、都市部の工場集積地域を中心に工場跡地への居住系建物の進出増加によって、事業者間の緊密な連携による分業や共同研究開発などを通じて蓄積された工場の集積効果による“モノづくり力”の低下が危惧されている。

そこで、一定規模以上の都市部の工場集積地域については、宅地化制限規制の導入やマンション等の居住利用条件の明確化等、工場集積地域の維持・強化計画の策定を図るよう、地方自治体に対して義務付けられたい。

住工混在地域における住工共存・共栄支援

住工混在地域においては、近隣住民と事業者間との摩擦により工場の操業環境が悪化する等、問題が深刻化している。更なる工場流出を防止するためには、早急に工場集積の維持・強化計画を策定するとともに、工場と居住者との良好な関係構築のために支援策を講じることが不可欠である。

そのため、地方自治体が定めた計画・ルールに則り進出・操業する企業が行う土壌改良、悪臭、騒音、振動等住環境保全対策に係る設備投資に対する助成制度や税制支援策を早急に創設されたい。

．中小企業を支える“人材力”の創造

（１）若年層の“人材力”の活用

ジョブ・カード制度の充実実施

「ジョブ・カード制度」の効果的な普及・推進を図るためには、求人企業・求職者にとって活用しやすい制度とすることが肝要である。

そのため、訓練実施企業に対する助成制度の更なる拡充、中堅・中小企業ニーズを汲み取った制度運用など、中堅・中小企業が活用しやすいよう制度の改善を図るとともに、「地域ジョブ・カードセンター」の体制・人員の強化や、ハローワークやジョブカフェにおけるキャリアコンサルタントの増員・常時配置など、求人企業・求職者双方へのフォローアップ策の充実を図られたい。

企業併設型人材養成機関の設立支援

若年層が実践的なスキルを身につけられるよう、企業が主体となって人材養成機関を設立（または企業現場に併設）する際には、新たに利用できる融資制度の創設等を検討されたい。また、こうした機関が実施する実務重視型・実習型研修を、「ジョブ・カード制度」の対象プログラムに加えられるたい。

職場体験・インターンシップの受入促進

小・中学生を含む学生時代における勤労観、職業観の育成を目指す職場体験・インターンシップの促進を図るため、受入れ先となる中小企業を対象にした助成制度を創設されたい。

（２）シニア層の“技能力”の活用

シニア層対象のジョブ・カード制度の創設

シニア層が培った技術や経験を再就職に活かすことができるよう、また企業や大学等での職業能力訓練が再就職につながりやすくなるよう、シニア層を対象にした「ジョブ・カード制度」を創設されたい。

中小企業定年引き上げ等奨励金の引き上げ

シニア層を前向きに雇用する中堅・中小企業の人件費負担等を軽減するため、「中小企業定年引き上げ等奨励金」制度については、奨励金を引き上げられたい。

(3) 外国人等 “ 高度人材力 ” の活用

外国人研修・技能実習制度の対象職種や実習期間の拡大

外国人研修・技能実習制度については、受入れ実施機関による不正行為の増加が問題になる一方で、外国人研修生や中堅・中小企業からのニーズは依然高い。

そこで、不正行為を働く受入れ実施機関への罰則を強化するなど、制度の趣旨に沿った見直しを行ったうえで、技能実習対象職種の拡大を検討されたい。

また、日本で更にレベルの高い技能修得を希望する外国人履修生については、一定の資格・審査要件のもとで、再度 2 年程度の期間に限り、高度な実習を受ける機会を設ける「高度技能実習制度(再技能実習制度)」の導入を検討されたい。

加えて、こうした制度を経たうえで、高度な技能を習得した有為な人材に対しては、技能・能力レベルや入国資格要件などを厳格に規定・運用した上で、就労ビザ発行等による就労を認めることを検討されたい。

外国人在留資格業務の対象拡大

現在、わが国では、就労が認められる外国人の在留資格は 17 分野に限られているが、企業内で「技術」、「人文知識・国際業務」以外の業務を行う者にも、学歴・能力や給与などに応じて就労を認めるなど、幅広い外国人の就労を可能とし、わが国の国際競争力の強化に資する方向で就労ビザの発効要件を緩和するとともに、人材不足が顕著な看護・介護等の分野についても、経済連携協定に基づく有資格者の就労を拡大する等、在留資格の拡充を早急に図られたい。

(4) 多様な人材を受け入れる環境整備

期間限定派遣人材バンクの創設

限られた人員で事業を営む中小・零細企業にとって、突発的に発生する従業員の欠員は経営に大きく影響を与える。そこで、育児・介護休暇や裁判員制度等、期間限定的に発生した従業員の欠員に対して、事前に登録された団塊世代・女性等を派遣する、勤務期間(曜日や時間帯別)限定の人材登録・派遣制度を創設されたい。

中小企業人材確保支援税制の創設

労働人口が減少する中で、厳しさを増す中小企業の採用活動を支援するため、中小企業が人材確保のために行う募集費用を税額控除する制度を創設されたい。

中小企業雇用安定化奨励金の拡充

中小企業が多様な企業活動への参加機会を通じて優秀な人材を確保できるよう、「中小企業雇用安定化奨励金」の対象範囲に派遣社員等を加えるなど、制度の拡充を図られたい。

以 上